

事 務 連 絡
平成 20 年 10 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

こんにゃく入りゼリー事故に関する注意情報について

本年 9 月、こんにゃく入りゼリーに起因する新たな窒息死亡事故が発生したことを踏まえ、厚生労働省としては、平成 20 年 10 月 3 日付け事務連絡「食品による窒息事故防止の徹底について」等により、食品による窒息事故の防止について、適切な指導をお願いしているところです。

このような中で、今般、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、政府一体となった取組を進めるとの観点から、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」（平成 20 年 10 月 16 日消費者安全情報総括官会議申合せ）が取りまとめられ、これを受け、内閣府、厚生労働省及び農林水産省の関係部局長により、10 月 21 日、製造・流通関係団体あて連名通知「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について」を発出したところです。

また、これに先立ち、10 月 2 日、内閣府国民生活局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知「こんにゃく入りゼリー事故に関する注意情報について」が発出されたほか、10 月 3 日、全国こんにゃく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会において、「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止強化策について」が取りまとめられたところです。

今般、これらの通知等について、あらためて周知させていただくとともに、各都道府県等におかれては、これらの内容を踏まえ、貴管内の市町村、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、関係団体等に情報提供し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起等、事故発生の防止を徹底するよう、関係者に周知する等の適切な対応をお願いします。